

## 防護管取付サービスを申込される事業者の方へ

配電設備等の近くでの建設工事等において、クレーンや足場等をご使用の場合、労働安全衛生法等により感電等を防止するための安全措置を講じることが事業者さまに義務付けられています。

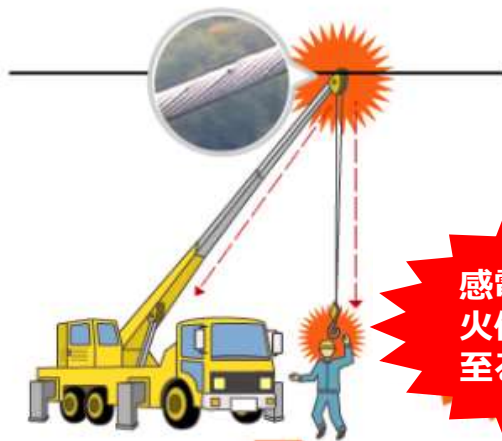
## 電気事故を起こすと

電線近くで作業する際、電線に近づきすぎたり、接触したりすると、感電事故を引き起こす可能性があり大変危険です。最悪の場合、死亡するケースもあります。

また、停電が発生すると、電気を使用中のお客さまから損害賠償を求められることもあります。

### 重大事故

損傷した電線の修理費等は事故を起こした事業者側に請求されます。



感電するのは作業員です！  
火傷のみならず死亡に至るケースもあります。

### 社会的影響

大停電発生！  
社会的に大きな影響が！



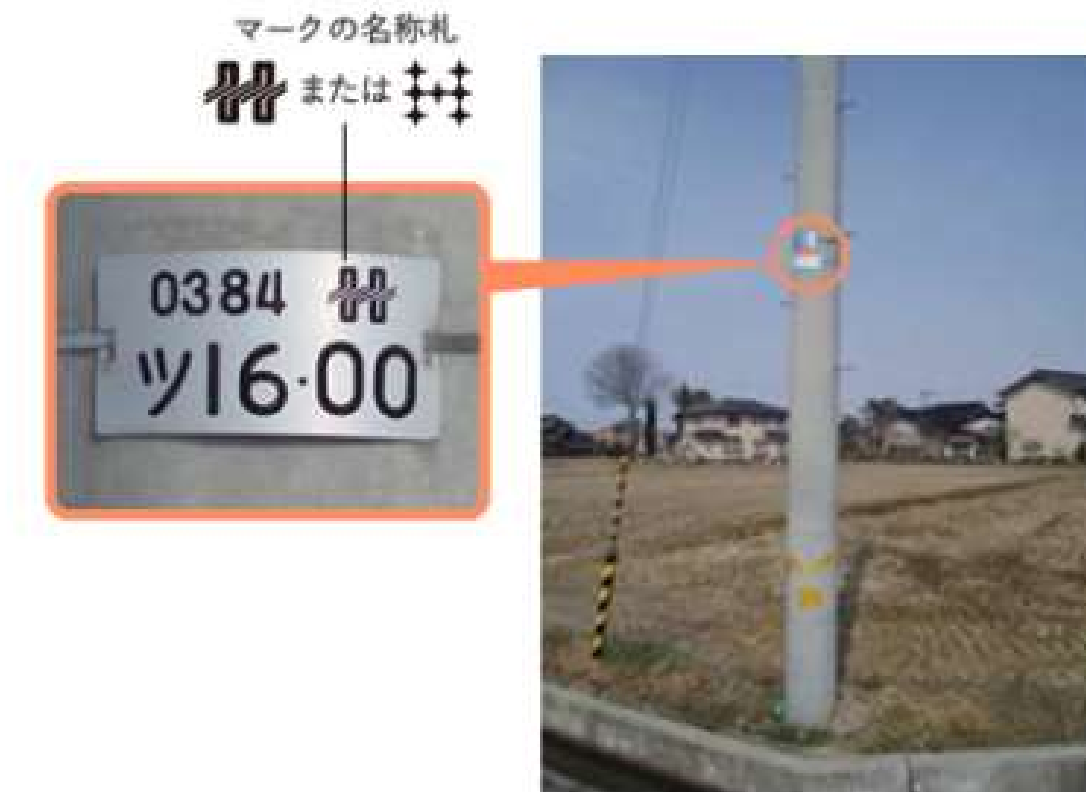
損害賠償

莫大な賠償金



## 配電線の設備（電柱等）について

北陸電力送配電(株)の配電設備（電柱）には、番号が表示されています。  
お申込みにあたっては、**電柱の番号**を確認の上でお申込みください。



※この場合、電柱番号は、**0384ツ1600**となります。

# お申込みにあたっての注意事項

## 主な配電設備について

主な配電設備等は、以下の設備になります。



### 高圧線

※電線防護を適用します。

### 開閉器

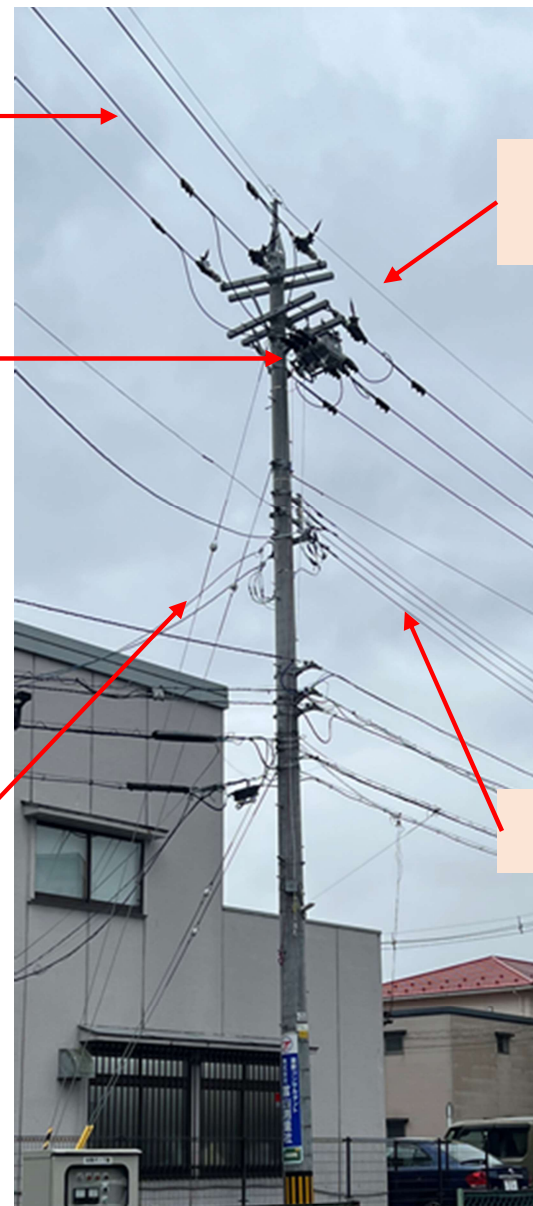
※機器防護を適用します。

### 変圧器

※機器防護を適用します。

### 引込線

※引込線防護を適用します。



### 架空地線 (グラウンドワイヤー)

※電線防護を適用します。

### 低圧線

※電線防護を適用します。

# お申込みにおける必要書類について

お申込にあたっては、防護管取付範囲がわかる**平面図**および**現地写真**をご提出ください。

## ◆平面図に記載していただきたい事項

1. 最寄りの電柱と電柱番号（数字4桁+カタカナ1文字+数字4桁）
2. 防護管取付範囲（電柱を起点に取付範囲・距離[m]を具体的に記載）
3. クレーン等の重機や足場の設置位置から電線までの距離[m]を記載

(平面図\_記載例①)

住宅地図や公図等を利用して記載する場合

防護管の取付箇所  
および取付範囲を  
赤字で記載ください。

(防護管取付箇所) 高圧線3条  
(防護管取付範囲) 15m

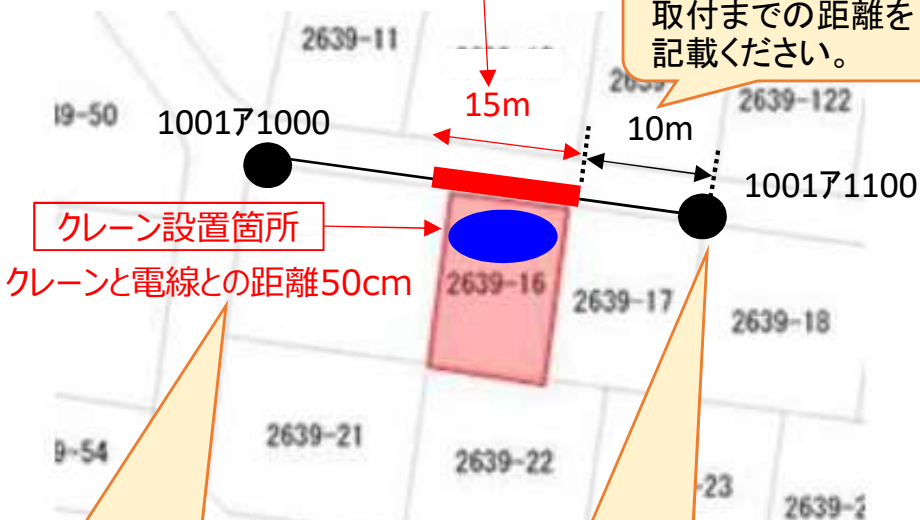
電柱から防護管  
取付までの距離を  
記載ください。

クレーン設置箇所

クレーンと電線との距離50cm

クレーン等の設置箇所と電線との  
距離を記載ください。

最寄りの電柱と電柱番号  
を記載ください。



(平面図\_記載例②)

建築平面図等を利用して記載する場合

防護管の取付箇所  
および取付範囲を  
赤字で記載ください。

(防護管取付箇所) 高圧線3条, 低圧線4条  
(防護管取付範囲) 20m

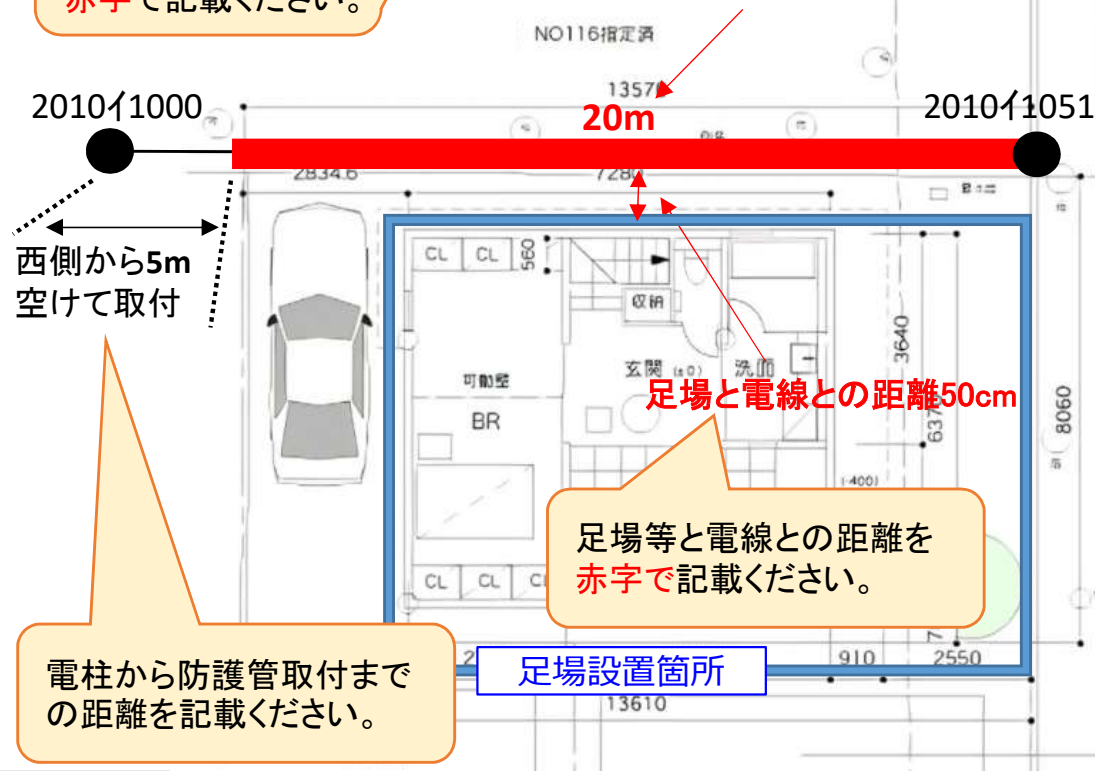
西側から5m  
空けて取付

足場と電線との距離50cm

足場等と電線との距離を  
赤字で記載ください。

電柱から防護管取付まで  
の距離を記載ください。

足場設置箇所



# お申込みにおける必要書類について

## ◆現地写真に必要な事項

1. 防護管取付範囲がわかる現地写真
2. 隣接する道路状況がわかる現地写真

(現地写真\_添付例①)



【注意】直近の写真を添付ください。

(現地写真\_添付例②)



# 防護管取付後の作業について（注意事項）

建設工事等を行う事業者さまは、労働安全衛生法等において、電線付近で作業を行う際は、作業員の感電防止等の労働災害防止措置を講じることを義務付けられております。

防護管取付後も、**日々の作業前に、必ず防護管等の取付状態を確認し、作業員の安全を確保ください。**

また、以下の状況が発生した場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

- 防護管のズレや外れ、防護シートの剥がれ等を発見した場合
- 事業者さまの工事内容変更等において危険と思われる箇所が生じた場合



防護管のズレ



防護シートの剥がれ

## <注意事項>

- 防護管が取付けてあっても、感電や停電のおそれがあるため、**防護管等に触れたり、足場やクレーン等を接触させないでください。**
- **足場が防護管等に接触している場合や、作業員が防護管等に触れるおそれがある場合**（足場内に防護管取付箇所が貫通している場合等）は、**立入禁止措置**または**足場の撤去**等が必要になります。

足場内に防護管が接触している場合



**足場の撤去**が必要です！

防護管に触れるおそれがある場合



**立入禁止措置**または**足場の撤去**が必要です！

<立入禁止措置の例>

囲いや立入禁止標識を設置



立入禁止標識

<危険表示例>



[危険表示テープ] [立入禁止標識] [トラロープ]

問合せ先

北電テクノサービス株式会社 防護管サービス事業所（TEL:076-439-8620）  
[営業時間] 平日 9:00~12:00, 13:00~17:00  
(土曜、日曜、祝祭日、年末年始[12/29~1/3]は除く)